



農業用ダムやため池を将来に引き継ぐ

川 合 規 史*

「食」は私たちが生きていく上で欠かすことのできないものであり、農林水産業は国の基です。そして、食料を安定的に供給していくためには、その生産基盤が整っていることが重要です。

瑞穂の国と呼ばれる我が国において、私たちの祖先は2千年以上もの昔より、山からの湧き水を利用したり、川からの水を引くなどして、農業を営む上で必要不可欠な農業用水を確保してきました。その後の長い歴史を通じて作られた取水堰、ため池、水路などには、今なお利用されているものも数多くあります。

そのような中で、戦後からの高度経済成長期を経て、189基の国営造成農業用ダムが建設されてきました。農業用ダムの設計・施工技術は、水資源開発の歴史の中で、先人たちがため池の築造・決壊・補修の繰り返しを通じて培った技術や経験を礎として発達してきました。その後、米国の土質力学の導入、岩盤工学など基礎学問の進歩、測量技術のほか、構造解析など計算技術の向上を背景として更に進化を遂げ、築造の経験と近代の工学理論との融合によって体系化されてきました。

農業用ダムは安定的に農業用水を確保、供給する重要な基幹施設として大きな役割を担っています。近年、頻発化・激甚化する地震、豪雨への対応も含めて、ダムの安全性及び機能を長期にわたり保持することが求められており、農業用ダムに関する政策課題は、新規築造から保全管理、流域内での相互連携やそのための再整備などへと多様化してきていると言えます。

このような中、平成24年度から、国営造成農業用ダムを対象とした安全性評価が実施されています。これは、国土強靱化対策の一環としても確実に進めていく必要があるものです。本取組では、築造時の設計・施工内容や機能診断による健全性の確認、レベル2地震動に対する耐震性能照査を実施し、この安全性評価において管理基準値、監視体制等を再検証することで、農業用ダムの適切な保全管理が図られているところです。

また、昨年3月に閣議決定された土地改良長期計画では、農業・農村の強靱化の観点から、頻発化・激甚化する豪雨、地震等の自然災害に適切に対応し、安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するための対策を推進することとしています。その一環として挙げられるのが、流域治水の取

* 農林水産省 北陸農政局長（前農村振興局 整備部長）

組やため池対策の推進です。

流域治水の取組に関しては、大雨が予想される際に、事前に農業用ダムやため池の水位を下げることなどによる洪水調節機能の強化、水田を活用した田んぼダムによる下流域の湛水被害リスクの低減、農地のみならず市街地や集落の湛水被害も防止・軽減させる排水機場等の適切な機能発揮などを、農地・農業水利施設を活用して推進することとしています。

ため池対策については、平成30年7月豪雨などを背景として、まず「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定され(令和元年7月1日施行)、施設の所有者等や行政機関の役割分担を明らかにし、ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を整備することとされました。次に、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が制定され(令和2年10月1日施行)、防災上重要と位置付けた防災重点農業用ため池に関し、それらの防災工事等を推進するため、都道府県知事が推進計画を策定することや、国が財政上の措置を行うことなどが規定されました。本法律の有効期間である10年間で、防災重点農業用ため池の調査(評価)を加速度的に進め、必要な防災工事を進めていくこととしています。これらの枠組みにより、ため池の適切な管理体制の整備と集中的かつ計画的な対策への支援の両面から、ため池の防災・減災対策の推進を図り、国土強靱化を図るとともに、貴重な地域の水源として維持・保全していくこととなります。

さらに、土地改良法の一部を改正して(令和4年4月1日施行)、国又は地方公共団体が、自らの判断により実施し、原則として事業参加資格者の費用負担及び同意を求めない防災事業の対象について、これまで地震対策のみであったもの(平成29年度改正による)が、農業用排水施設の豪雨対策を追加する場合にも適用されることとなりました。

冒頭にも述べたように、農業用ダム、ため池等の農業水利施設から供給される農業用水は、農地を潤し、食料を生産する農業はもとより、人々が暮らす農山漁村地域の成り立ちを支えています。今後とも時代の変化に対応しつつ、地域の発展、安全・安心な社会へ貢献するための施設として、将来にわたり適切に保全管理しながら、農業用水を安定的に供給するとともに、その機能を発揮させるために必要な高度な知見と技術を継承していくことが重要だと考えています。